

収入保障特約 目次

1. 総則

- 第1条 用語の意義
- 第2条 特約の締結
- 第3条 特約の責任開始期
- 第4条 特約の保険期間および保険料払込期間
- 第5条 特約の年金支払期間

2. 特約年金の支払い・特約保険料の払込免除

- 第6条 収入保障年金の支払い
- 第7条 高度障害年金の支払い
- 第8条 年金の支払いに関するその他の事項
- 第9条 年金の分割支払い
- 第10条 年金の一時支払い
- 第11条 特約保険料の払込免除
- 第12条 戦争その他の変乱の場合の特例

3. 特約年金を支払わない場合（免責事由）

- 第13条 収入保障年金を支払わない場合
- 第14条 高度障害年金を支払わない場合

4. 告知義務・告知義務違反による解除

- 第15条 告知義務
- 第16条 告知義務違反による解除
- 第17条 告知義務違反による解除を行わない場合

5. 重大事由による解除

- 第18条

6. 特約保険料の払込み・特約の失効および同時消滅

- 第19条 特約保険料の払込み
- 第20条 年金の支払理由が生じた場合の保険料の取扱
い
- 第21条 特約保険料の立替え
- 第22条 特約の失効および同時消滅

7. 特約の復活

- 第23条

8. 特約内容の変更

- 第24条 基本年金額の減額
- 第25条 特約の復旧
- 第26条 年金支払期間の変更
- 第27条 特約の型の変更
- 第28条 年金受取人の変更

9. 特約の解約・解約返戻金額

- 第29条 特約の解約
- 第30条 解約返戻金額
- 第31条 債権者等による解約の効力等

10. 社員配当金

- 第32条 社員配当金
- 第33条 増加年金保険

11. 請求手続き

- 第34条

12. 契約内容の登録

- 第35条

13. 主約款の準用

- 第36条

14. 特則

- 第37条 中途付加の場合の特則
- 第38条 他の特約へ変更する場合の特則
- 第39条 定期保険特約等からの変更の場合の特則
- 第40条 主契約が毎期精算配当付自由保険等の場合の特則
- 第41条 主契約が終身保険等の場合の特則
- 第42条 主契約が個人年金保険(93)等の場合の特則
- 第43条 主契約が新生存給付金付定期保険等の場合の特則
- 第44条 主契約が5年ごと利差配当付自由保険等の場合の特則
- 第45条 主契約に保険料払込免除特約等が付加されている場合の特則
- 第46条 主契約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の場合の特則
- 第47条 主契約が毎期精算配当付自由保険等以外の場合の特則
- 第48条 主契約が5年ごと利差配当付新終身保険の場合の特則
- 第49条 主契約が無配当新医療定期保険等の場合の特則
- 第50条 保険契約が3年ごと配当付特約組立型保険の場合の特則

別表1 年金の現価相当額

別表2 未払年金の現価

収入保障特約

1. 総則

第1条（用語の意義）

この特約において、次表に定める用語の意義は、次表に定めるとおりとします。

用語	意義
基本年金額	年金を支払う際に基準となる年金額をいいます。
年金の現価相当額	第1回の年金を含む将来の年金の現価に相当する金額をいい、別表1に定める金額とします。

第2条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

第3条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。

第4条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の取扱範囲内で定めます。

第5条（特約の年金支払期間）

この特約の年金支払期間は、特約の型^[1]に応じて、次表に定めるところによります。

特約の型 ^[1]	年金支払期間
通減型	契約日以降1年経過ごとに、保険契約者が指定した第1保険年度の年金支払期間より1年ずつ通減した期間。ただし、5年を下限とします。
固定型	保険契約者が指定した一定の期間

2. 特約年金の支払い・特約保険料の払込免除

第6条（収入保障年金の支払い）

① 次表に定めるところにより、収入保障年金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。

1. 支払理由	イ. 第1回の収入保障年金 被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき ^[1] に支払います。 ロ. 第2回以後の収入保障年金 第1回の収入保障年金が支払われた場合で、年金支払期間中、第1回の収入保障年金の支払理由に該当した日の年単位の応当日が到来したときに支払います。
2. 支払額 (年金額)	基本年金額と同額を支払います。

② 収入保障年金の受取人は、第1回の収入保障年金の支払理由発生日以後は保険契約上の一切の権利義務を承継します。

③ 第1回の収入保障年金の支払いの際、年金証書を収入保障年金の受取人に交付します。

第7条（高度障害年金の支払い）

① 次表に定めるところにより、高度障害年金を主契約の高度障害保険金の受取人に支払います。



補 則 欄



第5条補則

[1]この特約の締結の際に、保険契約者が会社の取扱範囲内で選択した特約の型をいいます。

第6条補則

[1]公的機関の証明等により死亡が確認されたときを含みます。以下同じ。

1. 支払理由	<p>イ. 第1回の高度障害年金 被保険者が、この特約の責任開始期^[1]以後に発生した傷害または疾病を直接の原因として、この特約の保険期間中に主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定めるいずれかの高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）になったときに支払います。^[2]</p> <p>ロ. 第2回以後の高度障害年金 第1回の高度障害年金が支払われた場合で、年金支払期間中、第1回の高度障害年金の支払理由に該当した日の年単位の応当日が到来したときに支払います。</p>
2. 支払額 (年金額)	基本年金額と同額を支払います。

- ② 前項にかかわらず、この特約の保険期間の満了後に被保険者が高度障害状態になった場合でも、この特約の保険期間満了の日における被保険者の状態が次の条件をすべて満たすときは、この特約の保険期間満了の日高度障害状態になったものとみなして高度障害年金を支払います。
1. この特約の保険期間満了の日において、その状態の回復の見込みのないことが明らかでないことにより、第1回の高度障害年金の支払理由に該当しなかったとき
 2. この特約の保険期間の満了後も引き続きその状態が継続しているとき
 3. この特約の保険期間の満了後にその状態の回復の見込みのないことが明らかになったとき
- ③ 第1項にかかわらず、被保険者が、この特約の責任開始期^[1]前に発病した疾病を直接の原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態になったとき^[3]は、次に定めるところによります。
1. この特約の締結の際^[4]に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で高度障害年金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、この特約の責任開始期^[1]前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、高度障害年金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ④ 第1回の高度障害年金を支払った場合には、第1回の高度障害年金の支払理由に該当した時以後新たに第1回の収入保障年金または高度障害年金の支払理由が生じたことにより、収入保障年金または高度障害年金の支払請求を受けなくても会社はこれを支払いません。
- ⑤ 第1回の高度障害年金の支払いの際、年金証書を高度障害年金の受取人に交付します。

第8条（年金の支払いに関するその他の事項）

- ① 高度障害年金を支払う前に収入保障年金の支払請求を受け、収入保障年金が支払われるときは、会社は、高度障害年金を支払いません。
- ② 高度障害年金が支払われた場合には、その支払い後に収入保障年金の支払請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ③ 収入保障年金または高度障害年金の受取人（以下「年金受取人」といいます。）はその権利を第三者に譲渡または担保に供することはできません。

第9条（年金の分割支払い）

第1回の年金の支払理由発生日以後、年金受取人から請求があったときは、会社の取扱範囲内で年金受取人が定めた回数にもとづき、1年分の年金額を等分して支払います。この場合、会社の定める利率により計算した利息を支払います。

第10条（年金の一時支払い）

- ① 第1回の年金の支払理由発生日以後、年金受取人から請求があったときは、第1回の年金を支払う前に限り、年金の全部または一部の支払いに代えて、年金の現価相当額の全部または一部を一時に支払います。



第7条補則

- [1]この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際の責任開始期とし、復旧の際のこの特約の基本年金額の増額部分については、その際の責任開始期とします。
- [2]この特約の責任開始期前からの障害に、第1項第1号に定める原因による障害が加わって高度障害状態に該当したときを含みます。ただし、主契約の責任開始期前と責任開始期以後で障害の原因となった疾病または傷害の間に因果関係がない場合に限りません。
- [3]第2項により、被保険者がこの特約の保険期間満了の日高度障害状態になったものとみなすときを含みます。
- [4]この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際とし、復旧の際のこの特約の基本年金額の増額部分については、その際とします。

- ② 前項により年金の全部の支払いに代えて一時金を支払ったときは、この特約は消滅します。
- ③ 第1項により年金の一部の支払いに代えて一時金を支払ったときは、基本年金額を減額します。この場合、減額後の基本年金額が会社の定める金額を下回るときは、年金の一部の支払いに代えて一時金を支払う取扱いを行いません。
- ④ 年金支払期間中に年金受取人から請求があったときは、年金支払期間中の将来の年金の支払いに代えて、残存年金支払期間中の未払年金の現価（別表2）に相当する金額を一時に支払います。
- ⑤ 前項の一時金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第11条（特約保険料の払込免除）

- ① 主約款に定める保険料の払込免除の理由が生じたときは、主契約の保険料払込免除の取扱いに準じてこの特約の保険料の払込みを免除します。
- ② この特約の保険料の払込みを免除した後は、次の取扱いを行いません。
 1. 基本年金額の減額
 2. 特約の復旧

第12条（戦争その他の変乱の場合の特例）

- ① 被保険者が戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態になった場合に、戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に重大な影響を及ぼすと認められるときは、その程度に応じ、年金の金額を削減して支払またはその金額の全額を支払いません。
- ② 収入保障年金を支払わないときは、この特約の保険料積立金を保険契約者に支払います。

3. 特約年金を支払わない場合（免責事由）

第13条（収入保障年金を支払わない場合）

- ① 被保険者が次のいずれかにより死亡したときは、収入保障年金を支払いません。
 1. 自殺。この場合、この特約の責任開始の日^[1]から起算して3年以内の死亡に限ります。
 2. 保険契約者の故意^[2]
 3. 主契約の死亡保険金受取人の故意。^[3] ただし、その者が収入保障年金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。
- ② 収入保障年金を支払わないときは、この特約の保険料積立金^[4]を保険契約者に支払います。ただし、前項第2号によるときは支払いません。

第14条（高度障害年金を支払わない場合）

被保険者が次のいずれかにより高度障害状態になったときは、高度障害年金を支払いません。

1. 被保険者、保険契約者または主契約の高度障害保険金の受取人の故意
2. 被保険者の犯罪行為

4. 告知義務・告知義務違反による解除

第15条（告知義務）

この特約の締結、復活または復旧の際、会社が告知書で質問した年金の支払理由または保険料の払込免除の理由が発生する可能性に関する重要な事項について、保険契約者または被保険者はその告知書により告知してください。ただし、医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

第16条（告知義務違反による解除）

- ① 前条により質問した事項の告知の際に、故意または重大な過失により事実が告知されなかったときまたは事実でな



第13条補則

- [1] この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際の責任開始の日とし、復旧の際のこの特約の基本年金額の増額部分については、復旧の際の責任開始の日とします。
- [2] 第1号に該当する場合を除きます。
- [3] 第1号または第2号に該当する場合を除きます。
- [4] 第1項第3号の場合は、支払わない収入保障年金に対応する保険料積立金とします。

いことが告知されたときは、会社は、この特約^[1]を将来に向かって解除することができます。

- ② 年金の支払理由または保険料の払込免除の理由が生じた後でも、会社は、前項によりこの特約^[1]を解除することができます。この場合には、年金の支払いまたは保険料の払込免除を行いません。^[2] ただし、年金の支払理由または保険料の払込免除の理由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、年金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- ③ 本条によるこの特約^[1]の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または主契約の死亡保険金受取人に通知します。
- ④ 本条によりこの特約^[1]を解除したときは、この特約^[1]の解約返戻金を保険契約者に支払います。

第17条（告知義務違反による解除を行わない場合）

- ① 次のいずれかの場合には、会社は、前条によるこの特約の解除を行いません。
 1. この特約の締結、復活または復旧の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 2. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対して、解除の原因となる事実の告知をしないことまたは事実でないことの告知をすることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月を経過したとき
 5. この特約が、この特約の責任開始の日^[1]から起算して、2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始の日^[1]から起算して2年以内に、高度障害年金の支払理由または保険料の払込免除の理由が発生し、その理由について解除の原因となる事実がある場合は、この特約が、この特約の責任開始の日^[1]から起算して5年をこえて有効に継続したとき。
- ② 前項第2号および第3号は、その保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が解除の原因となる事実の告知をしなかったかまたは事実でないことの告知をしたと認められる場合には、適用しません。

5. 重大事由による解除

第18条

- ① 会社は、次表のいずれかの事由（重大事由）がある場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 詐取目的での事故招致	保険契約者、被保険者 ^[1] または主契約の死亡保険金受取人が、この特約の年金 ^{[2][3]} を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致 ^[4] をしたとき
2. 請求時の詐欺行為	この特約の年金 ^[3] の請求に関し、その年金の受取人 ^[5] が詐欺行為 ^[4] をしたとき

補 則 欄

第16条補則

- [1] この特約が復旧された場合には、その際のこの特約の基本年金額の増額部分とします。
- [2] すでに年金を支払っていたときは年金の返還を請求し、すでに保険料の払込みを免除していたときは、保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

第17条補則

- [1] この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際の責任開始の日とし、復旧の際のこの特約の基本年金額の増額部分については、その際の責任開始の日とします。

第18条補則

- [1] 収入保障年金については、被保険者を除きます。
- [2] 収入保障年金については、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。
- [3] 保険料の払込免除を含みます。
- [4] 未遂を含みます。
- [5] 保険料の払込免除の請求の場合は保険契約者とします。

3. 反社会的勢力	<p>保険契約者、被保険者、主契約の死亡保険金受取人または年金受取人が、次のいずれかに該当するとき</p> <p>イ. 反社会的勢力^[6]に該当すると認められること</p> <p>ロ. 反社会的勢力^[6]に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること</p> <p>ハ. 反社会的勢力^[6]を不当に利用していると認められること</p> <p>ニ. 保険契約者、主契約の死亡保険金受取人または年金受取人が法人の場合、反社会的勢力^[6]がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること</p> <p>ホ. その他反社会的勢力^[6]と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること</p>
4. 前号までと同等の事由	<p>保険契約者、被保険者、主契約の死亡保険金受取人または年金受取人に対する会社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から前号までと同等の重大な事由があるとき</p>

- ② 年金の支払理由^[7]が生じた後でも、会社は、前項によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項の重大事由の発生時以後に生じた支払理由^[7]による年金^[8]の支払い^[3]を行いません。^{[9][10]}
- ③ 本条によるこの特約の解除は、保険契約者^[11]に対する通知により行います。ただし、保険契約者^[11]の住所不明等の正当な理由により保険契約者^[11]に通知できないときは、被保険者、主契約の死亡保険金受取人または年金受取人^[12]に通知します。
- ④ 本条によりこの特約の全部または一部を解除したときは、この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。^[13]

6. 特約保険料の払込み・特約の失効および同時消滅

第19条（特約保険料の払込み）

- ① この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払いの場合も同様とします。^[1]
- ② 前項にかかわらず、第1回の年金の支払理由が生じたときは、次の払込期月^[2]以後のこの特約の保険料の払込みを要しません。
- ③ この特約と主契約の保険料払込期間が異なるときは、主契約の保険料払込期間経過後のこの特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中に前納してください。この場合、次に定めるところによります。
- 主契約の保険料払込期間満了の日の翌日から2か月間を猶予期間として、猶予期間中に保険事故等が生じた場合の取扱いに準じて取り扱います。
 - この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日に将来に向かって解約されたものとしします。
- ④ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日に将来に向かって解約されたものとしします。



第18条補則

- [6] 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- [7] 保険料の払込免除の理由を含みます。
- [8] 第1項第3号のみに該当した場合で、第1項第3号イからホまでに該当したのが年金の受取人のみであり、その年金の受取人が年金の一部の受取人であるときは、年金のうち、その年金の受取人に支払われるべき年金をいいます。
- [9] すでに年金を支払っていたときは年金の返還を請求し、すでに保険料の払込みを免除していたときは、保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。
- [10] 年金の一部の受取人に対して年金を支払わないときは、その他の年金受取人に支払われるべき年金に対応する部分については解除しません。この場合、解除しない部分の年金受取人に年金を支払います。
- [11] 第1回の収入保障年金の支払理由発生日以後は年金受取人としします。
- [12] 第1回の収入保障年金の支払理由発生日以後は、保険契約者または主契約の死亡保険金受取人としします。
- [13] 第1回の年金の支払理由発生日以後は、解除する部分に対応する第10条（年金の一時支払い）第4項に準じた支払金をその部分に対応する年金受取人に支払います。

第19条補則

- [1] この特約の保険料を一括して払い込むときは、主約款および主契約に付加されている他の特約の保険料一括払いの規定にかかわらず、会社の定める割合で特約保険料を割り引きます。
- [2] 払込期月の初日から契約日の応当日の前日までに第1回の年金の支払理由が生じたときは、その払込期月としします。

第20条（年金の支払理由が生じた場合の保険料の取扱い）

- ① 払込期月に対応する保険料^[1]が払い込まれた後に、第1回の年金の支払理由が生じた場合は、第1回の年金の支払理由発生日にこの特約が消滅したものと、主約款に定めるところによりこの特約の保険料の払いもどしを取り扱います。
- ② 払込期月に対応する保険料^[1]が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後猶予期間満了の日までに第1回の年金の支払理由が生じたときは、未払込みの保険料^{[1][2]}を主契約および主契約に付加されている特約^[3]の保険金額等から差し引きます。
- ③ 前項の場合に会社の支払う金額が未払込みの保険料^{[1][2]}に不足するときは、第1回の年金額から差し引きます。この場合、第1回の年金額が未払込みの保険料^{[1][2]}に不足するときは、保険契約者はその猶予期間満了の日までに未払込みの保険料^{[1][2]}を払い込んでください。
- ④ 前項の保険料^{[1][2]}の払込みがないときは、この特約は猶予期間満了の日の翌日に効力を失ったものとし、年金を支払いません。

第21条（特約保険料の立替え）

- ① 猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれないときは、主契約の保険料の立替えの取扱いに準じて、主契約およびこの特約の保険料の合計額について立替えの取扱いを行います。この場合、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加算します。
- ② 第1回の年金の支払理由が生じたときに立替金があるときは、主契約および主契約に付加されている特約^[1]の保険金等の支払金から、その時までの期間に応じて計算した立替金の元利息を差し引きます。ただし、会社の支払う金額が立替金に不足するときは年金の現価相当額から差し引き、基本年金額を減額します。この場合、減額後の基本年金額が会社の定める金額に満たなくなるときは、年金の支払いを行わず、差し引き後の年金の現価相当額を年金受取人に支払い、この特約は消滅します。

第22条（特約の失効および同時消滅）

- ① 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
- ② 次の場合、この特約は同時に消滅します。
 1. 第1回の年金の支払理由発生前の主契約の消滅
この場合、次表に定めるところによります。

イ. 主契約の解約返戻金が支払われるとき	この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。
ロ. 主契約の保険料積立金が支払われるとき	この特約の保険料積立金を保険契約者に支払います。
 2. 主契約の払済保険または延長保険への変更
この場合、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加算します。

7. 特約の復活

第23条

- ① 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② この特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱いに準じて、この特約の復活の取扱いを行います。

8. 特約内容の変更

第24条（基本年金額の減額）

- ① 保険契約者は、第1回の年金の支払理由発生前に限り、いつでも将来に向かって、この特約の基本年金額を減額することができます。ただし、減額後の基本年金額が会社の定める金額を下回る減額はできません。



第20条補則

- [1] 主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。
- [2] 保険料年1回払・年2回払契約の場合のこの特約の保険料については、第1回の年金の支払理由発生日にこの特約が消滅したものと主約款に定めるところにより計算した金額とし、その他の保険料については、主約款または特約の定めるところにより計算した金額とします。
- [3] この特約を除きます。

第21条補則

- [1] この特約を除きます。

- ② この特約の基本年金額が減額されたときは、減額部分は解約されたものとし、その部分に対する解約返戻金を保険契約者に支払います。

第25条（特約の復旧）

- ① 主契約の復旧の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
② この特約の復旧を承諾したときは、主契約の復旧の取扱いに準じて、この特約の復旧の取扱いを行います。

第26条（年金支払期間の変更）

- ① 第1回の年金の支払理由発生日以後、年金受取人は、第1回の年金を支払う前に限り、会社の承諾を得て、会社の取扱範囲内で、年金支払期間を変更することができます。
② 前項の場合、基本年金額を変更します。

第27条（特約の型の変更）

特約の型の変更は、取り扱いません。

第28条（年金受取人の変更）

- ① 年金受取人は、この特約で定める者以外の者に変更することはできません。
② 第8条（年金の支払いに関するその他の事項）第3項および前項にかかわらず、高度障害年金の受取人が法人の場合には、その法人は、第1回の高度障害年金の支払理由発生日以後、会社に対する通知により、高度障害年金の受取人を被保険者に変更することができます。
③ 第1回の年金の支払理由発生日以後に年金受取人が死亡したときは、その死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人を年金受取人としてします。

9. 特約の解約・解約返戻金額

第29条（特約の解約）

- ① 保険契約者は、第1回の年金の支払理由発生日前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。
② 前項の適用に際し、主契約の死亡保険金額が会社の定める金額を下回っているときは、この特約は主契約とともに解約することを要します。この場合、主契約に付加されている他の定期保険特約等の死亡保険金のある特約^[1]の死亡保険金等の会社の定める金額を主契約の死亡保険金に合計して判定します。

第30条（解約返戻金額）

- ① この特約の解約返戻金額は、主契約の解約返戻金額とあわせて、主約款に定めるところにより保険契約者に通知します。
② 主契約において保険契約者に対する貸付けを行うときは、この特約の保険料が一時払いの場合を除き、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加算します。
③ 第1回の年金の支払理由が生じたときに貸付金があるときは、主契約および主契約に付加されている特約^[1]の保険金等の支払金から、その時までの期間に応じて計算した貸付金の元利金を差し引きます。ただし、会社の支払う金額が貸付金に不足するときは年金の現価相当額から差し引き、基本年金額を減額します。この場合、減額後の基本年金額が会社の定める金額に満たなくなるときは、年金の支払いを行わず、差し引き後の年金の現価相当額を年金受取人に支払い、この特約は消滅します。

第31条（債権者等による解約の効力等）

- ① 債権者等によるこの特約の解約に際しては、主約款に準じて取り扱います。
② 前項の場合、解約停止期間中に、第1回の年金の支払理由が生じ年金を支払うべきときは、次のとおり取り扱います。



第29条補則

[1]同様の給付のある特約を含みます。

第30条補則

[1]この特約を除きます。

1. 会社は、年金の現価相当額^[1]の限度で一定の金額を債権者等に支払い、残額があるときはその残額を年金受取人に支払います。この場合、この特約は消滅します。
 2. 前号にかかわらず、前号の残額にもとづき計算した基本年金額が会社の定める金額以上であるときは基本年金額を減額して年金を支払います。この場合、この特約は消滅しません。
 3. 第1号および前号にかかわらず、主契約および主契約に付加されている特約^[2]の保険金等の支払金が一定の金額以上であるときはその支払金から一定の金額を債権者等に支払い、残額があるときはその残額をその支払金の受取人に支払います。この場合、この特約は消滅しません。
- ③ 本条は、債権者等によるこの特約の解約の通知が第1回の年金の支払理由発生日前に会社に到着した場合に限り適用します。

10. 社員配当金

第32条（社員配当金）

- ① この特約の社員配当金は、主契約の社員配当金の取扱いに準じて支払います。
- ② 前項にかかわらず、第1回の年金の支払理由が生じる前に、この特約の保険期間が満了するときは、次に定めるところによります。
 1. この特約の保険期間が満了する事業年度の直前の事業年度末に主契約の社員配当金の割当てに準じて、この特約に対する社員配当金を割り当てます。
 2. 前号により割り当てた社員配当金は、主契約の社員配当金の支払いに準じて支払います。
- ③ 第1項および前項にかかわらず、第1回の年金の支払理由が生じたときは、第1回の年金の支払理由発生日後の毎事業年度末に、定款により積み立てた社員配当準備金から、次の事業年度の第1回の年金の支払日の年単位の応当日に有効なこの特約に対して、社員配当金を割り当てます。
- ④ 前項により割り当てた社員配当金は、年金受取人の選択により、次表のいずれかの方法で支払います。

1. 年金の買増しに充当する方法	次の事業年度の年金の支払日に、増加年金保険の一時払保険料に充当します。ただし、次の事業年度の年金の支払日に最終年金を支払うときは、年金の支払いの際に支払います。
2. 利息をつけて積み立てる方法	次の事業年度の年金の支払日以後、年金受取人から請求があった時 ^[1] まで会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、年金受取人から請求があったときまたはこの特約が消滅したときに支払います。
3. 年金とともに支払う方法	次の事業年度の年金の支払日に年金 ^[2] とともに支払います。

- ⑤ 第3項により割り当てた社員配当金は、年金受取人に支払います。

第33条（増加年金保険）

- ① 前条第4項第1号により買い増した増加年金保険については、年金の種類は確定年金とし、特約年金の年金支払期間中一定額の年金を支払います。
- ② 増加年金保険については、本条に定めがある事項を除いて、年金に適用されるこの特約を準用します。

11. 請求手続き

第34条

- ① この特約にもとづく次の取扱いは、会社所定の請求書およびその請求手続きに必要な書類^[1]を会社に提出して請求してください。
 1. 年金等の支払金の支払い
 2. 特約内容の変更等

補 則 欄

第31条補則

- [1]立替金または貸付金があるときは、その元利金を差し引いた金額とします。
 [2]この特約を除きます。

第32条補則

- [1]この特約が消滅した場合はその時とします。
 [2]年金の一時支払いの場合を含めます。

第34条補則

- [1]請求権者であることを証する書類、年金等の支払理由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、会社が提出を求めるものとします。

- ② 団体^[2]が保険契約者および年金受取人で、かつ、その団体^[2]から給与の支払いを受ける従業員が被保険者の場合、団体^[2]がこの特約の年金の全部またはその相当部分を死亡退職金等^[3]として被保険者または死亡退職金等^[3]の受給者に支払うときは、その年金の請求の際、前項の書類に加え、次の第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も提出してください。^[4]
1. 被保険者または死亡退職金等^[3]の受給者の請求内容確認書
 2. 被保険者または死亡退職金等^[3]の受給者に死亡退職金等^[3]を支払ったことを証する書類
 3. 受給者本人であることを団体^[2]が確認した書類

12. 契約内容の登録

第35条

- ① 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
1. 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 2. 契約日（復活、復旧または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧または特約の中途付加の日とします。以下本項および第2項において同じ。）の属する保険年度における年金の現価相当額
 3. 契約日
 4. 当会社名
- ② 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- ③ 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込み（復活、復旧、保険金の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- ④ 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込みがあった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
- ⑤ 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払いの判断の参考とすることができるものとします。
- ⑥ 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払いの判断の参考とする以外に用いないものとします。
- ⑦ 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- ⑧ 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- ⑨ 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額および高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額および後遺障害共済金と読み替えます。

13. 主約款の準用

第36条

この特約に別段の定めのないときは、主約款を準用します。

第34条補則

- [2] 官公署、会社、工場、組合等の団体をいい、団体の代表者を含みます。
- [3] 遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等をいいます。
- [4] これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

14. 特則

第37条（中途付加の場合の特則）

- ① 主契約締結後においても、保険契約者から申出があり会社が承諾したときは、この特約を締結します。この場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。
- ② 中途付加は、次表に定めるところにより取り扱います。

1. 責任開始期	会社は、中途付加を承諾した場合には、次のいずれか遅い時からこの特約における責任を負います。この場合、この特約の責任開始の日を「中途付加日」とします。 イ. この特約の第1回保険料および会社の定める金額を受け取った時 ロ. 告知が行われた時
2. 保険料の計算	この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日 ^[1] における被保険者の年齢により計算します。
3. 年金支払期間	第5条（特約の年金支払期間）の適用に際しては、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日 ^[1] より、保険年度および経過期間を起算するものとします。

- ③ 前項にかかわらず、会社が告知の省略を認めた場合には、この特約の第1回保険料および会社の定める金額を会社が受け取った時から、この特約における責任を負います。
- ④ 第1項によりこの特約の中途付加が行われた場合は、主契約または死亡保険金、災害死亡保険金もしくは災害保険金のある特約の契約内容の登録については主約款および死亡保険金、災害死亡保険金もしくは災害保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の中途付加の日から5年間（中途付加の日において被保険者が満15歳未満の場合は、中途付加の日から5年間または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）を登録の期間とします。

第38条（他の特約へ変更する場合の特則）

- ① 保険契約者は、この特約の保険期間中または保険期間満了時に、会社の承諾を得て、この特約の全部または一部を会社の定める他の特約に変更することができます。ただし、次のいずれかの場合にはこの取扱いを行いません。
1. 第1回の年金の支払理由がすでに生じているとき
 2. 主契約の保険料の払込みが免除されているとき
 3. この特約に新特別条件特約または特別条件特約が付加されているとき。ただし、保険金削減支払方法が適用されている場合の保険金削減期間経過後および他の方法が適用されている場合でこの特約の更新時に会社が認めるときはこの限りではありません。
- ② この特約の保険期間中に他の特約に変更する場合、この特約の変更部分は、変更後の他の特約の責任開始と同時に消滅します。この場合、この特約の変更部分は解約されたものとします。

第39条（定期保険特約等からの変更の場合の特則）

定期保険特約、保険料特別払込定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、逓減定期保険特約、保険料特別払込逓減定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、重度慢性疾患保障保険特約、介護保障定期保険特約、新生存給付金付定期保険特約、介護収入保障特約、介護逓減定期保険特約、新介護保障定期保険特約、新介護逓減定期保険特約、新介護収入保障特約または生存給付金付定期保険特約(12)（以下本条において「変更前特約」といいます。）からの変更によりこの特約が主契約に付加されたときは、次に定めるところによります。

1. 会社は、次表に定める時からこの特約における責任を負います。この場合、この特約の責任開始の日を「変更日」とします。

イ. 変更前特約の保険期間中にこの特約に変更する場合	この特約の第1回保険料および会社の定める金額を会社が受け取った時
ロ. 変更前特約の更新時にこの特約に変更する場合	変更前特約の更新時。この場合、この特約の第1回保険料は、その更新の日の属する払込期月に払い込まれるべき主契約の保険料と同様に取り扱います。

2. 変更日から起算して3年以内に自殺により被保険者が死亡したときでも、変更前特約の締結、復活または復旧の日から起算して3年を経過していれば、この特約が復活または復旧された場合を除き、収入保障年金を支払います。
3. この特約への変更の際の責任開始期前に発生した傷害または疾病を直接の原因として被保険者が高度障害状態または主約款所定の障害状態（以下「障害状態」といいます。）になったときでも、その傷害または疾病が変更前特

第37条補則

[1] 中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日とします。

- 約の責任開始期^[1]以後に発生したものであれば、高度障害年金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. この特約の保険料は、変更日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日^[2]におけるこの特約の被保険者の年齢により計算します。
 5. 変更後のこの特約の変更日の属する保険年度における年金の現価相当額は、変更前特約の変更された部分に相当する保険金額以下で定めることとします。ただし、変更前特約が、逓減定期保険特約、保険料特別払込逓減定期保険特約、介護逓減定期保険特約または新介護逓減定期保険特約の場合には、変更前特約の変更された部分に相当する基本保険金額の60%以下で定めることとします。
 6. 変更前特約が介護収入保障特約または新介護収入保障特約の場合には、この特約の基本年金額は、変更前特約の変更された部分に相当する基本年金額の同額以下で定めることとし、年金支払期間は変更前特約と同一とします。ただし、特約の型が逓減型の変更前特約の更新時にこの特約に変更する場合で、変更前特約の年金支払期間が下限の年数に1年加えた年数であるときは、年金支払期間は変更前特約の年金支払期間の下限の年数と同一とします。
 7. 第5条（特約の年金支払期間）の適用に際しては、変更日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日^[2]より、保険年度および経過期間を計算するものとします。

第40条（主契約が毎期精算配当付自由保険等の場合の特則）

この特約が毎期精算配当付自由保険または5年ごと利差配当付自由保険に付加されている場合、主契約の保険金の増額が行われたときは、この特約の契約内容の登録については、第35条（契約内容の登録）第2項にかかわらず、主契約の保険金の増額日から5年間（増額日において被保険者が満15歳未満の場合は、増額日から5年間または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）を登録の期間とします。

第41条（主契約が終身保険等の場合の特則）

- ① この特約が終身保険または5年ごと利差配当付終身保険に付加されているときは、主約款にかかわらず、この特約の保険料についてステップ保険料払込方式は取り扱いません。
- ② この特約が付加されている終身保険または5年ごと利差配当付終身保険に年金支払移行特約、介護保障移行特約または夫婦年金支払移行特約が付加されたときは、次に定めるところによります。
 1. この特約は同時に消滅します。
 2. この特約の保険料積立金を主契約の保険料積立金に充当します。

第42条（主契約が個人年金保険(93)等の場合の特則）

- ① この特約が個人年金保険(93)、新個人年金保険、5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険または5年ごと利差配当付個人年金保険に付加されているときは、次に定めるところによります。
 1. 第7条（高度障害年金の支払い）の適用に際しては、「主契約の高度障害保険金の受取人」を「被保険者」と読み替えます。
 2. 前号にかかわらず、保険契約者ならびに主契約の年金受取人^[1]および死亡保険金受取人^[2]が同一法人の場合には、高度障害年金をその法人に支払います。
 3. 第22条（特約の失効および同時消滅）の適用に際しては、「払済保険または延長保険」を「払済年金保険」と読み替えます。
 4. 年金支払開始日の繰上げまたは繰下げを行ったときは、次表に定めるところによります。

イ. 年金支払開始日を繰り上げたとき	主契約の年金の支払理由が生じたときは、次のとおり取り扱います。 (1) この特約は同時に消滅します。 (2) 繰上げ後の年金支払開始日に、この特約の解約返戻金を主契約の保険料積立金に充当して基本年金額を増額します。ただし、年金受取人から請求があったときは、年金受取人に支払います。
ロ. 年金支払開始日を繰り下げたとき	この特約の保険期間は、保険契約者から別段の申出がない限り、変更しません。

5. 主契約が個人年金保険(93)または5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険の場合、第6条（収入保障年



第39条補則

- [1] 変更前特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際の責任開始期とし、復旧の際の特約の保険金の増額部分については、その際の責任開始期とします。
- [2] 変更日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、変更日とします。

第42条補則

- [1] 年金の一部の受取人を含めます。
- [2] 死亡保険金の一部の受取人を含めます。

金の支払い)、第13条(収入保障年金を支払わない場合)、第16条(告知義務違反による解除)、第18条(重大事由による解除)および本条第2号の適用に際しては、「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人」と読み替えます。

② この特約が5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険または5年ごと利差配当付個人年金保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第32条(社員配当金)の適用に際しては、次のとおり読み替えます。ただし、第32条補則を除きます。

第32条(社員配当金)

① この特約の社員配当金は、主契約の社員配当金の取扱いに準じて支払います。ただし、この特約の中途付加が行われた場合、次のいずれかに該当するときは、主約款にかかわらず、この特約に対する社員配当金の割当てを行いません。

1. この特約の中途付加日の直前の主契約の契約日の年単位の応当日(中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日。以下本条において同じ。)から起算して1年以内に第1回の年金の支払理由が生じて特約年金が支払われるとき
2. この特約の中途付加日の直前の主契約の契約日の年単位の応当日から起算して1年以内にこの特約が転換以外の事由により消滅するとき
3. この特約の中途付加日の直前の主契約の契約日の年単位の応当日から起算して1年以内にこの特約の基本年金額が減額される時

② 前項にかかわらず、第1回の年金の支払理由が生じる前に、この特約の保険期間が満了するときは、次に定めるところによります。

1. この特約の保険期間が満了する事業年度の直前の事業年度末に主契約の社員配当金の割当てに準じて、この特約に対する社員配当金を割り当てます。
2. 前号により割り当てた社員配当金は、主契約の社員配当金の支払いに準じて支払います。

③ 第1項および前項にかかわらず、次の事業年度内に契約日(この特約の中途付加が行われた場合には、この特約の中途付加日の直前の主契約の契約日の年単位の応当日。ただし、中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日。)および直前の主契約の契約日の5年ごとの年単位の応当日から起算して1年を経過して第1回の高度障害年金を支払うときは、第1回の高度障害年金支払日の直前の事業年度末に、この特約に対する利差配当を社員配当金として割り当てます。

④ 前項により割り当てた社員配当金は、第1回の高度障害年金支払日にこの特約の保険料積立金に充当して基本年金額を増額します。

⑤ 第1回の年金の支払理由が生じたときは、第1回の年金の支払理由発生日後の毎事業年度末に、定款により積み立てた社員配当準備金から、次のいずれかの要件を満たすこの特約に対して、利差配当を社員配当金として割り当てます。

1. 次の事業年度内に第1回の年金の支払理由発生日の5年ごとの年単位の応当日(以下本条において「5年ごと応当日」といいます。)が到来するとき。ただし、第2号による割当てが行われる場合を除きます。
2. 次の事業年度の年金の支払日に最終年金を支払うとき
3. 次の事業年度内に第1回の年金の支払理由発生日および直前の5年ごと応当日から起算して1年を経過して年金の一時支払いによりこの特約が消滅するとき

⑥ 前項により割り当てた社員配当金は、次により支払います。

1. 前項第1号により割り当てた社員配当金

年金受取人の選択により、次表のいずれかの方法で支払います。

イ. 年金の買増しに充当する方法	次の事業年度の5年ごと応当日に、増加年金保険の一時払保険料に充当します。ただし、次の事業年度の5年ごと応当日に最終年金を支払うときは、年金の支払いの際に支払います。
ロ. 利息をつけて積み立てる方法	次の事業年度の5年ごと応当日以後年金受取人から請求があった時 ^[1] まで会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、年金受取人から請求があったときまたはこの特約が消滅したときに支払います。
ハ. 年金とともに支払う方法	次の事業年度の5年ごと応当日に年金 ^[2] とともに支払います。

2. 前項第2号により割り当てた社員配当金

前項第1号により割り当てた社員配当金に準じて支払います。ただし、年金の買増しに充当する方法を除きます。

3. 前項第3号により割り当てた社員配当金

この特約が消滅するときに支払います。

2. 第33条(増加年金保険)の適用に際しては、「前条第4項第1号」を「前条第6項第1号イ」と読み替えます。

第43条（主契約が新生存給付金付定期保険等の場合の特則）

- ① この特約が新生存給付金付定期保険、5年ごと利差配当付新生存給付金付定期保険または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)に付加されているときは、次に定めるところによります。
1. 主契約の婚姻時の特別取扱いの際は、この特約の被保険者についても同時に変更の請求があったものとして取り扱います。
 2. この特約の婚姻時の特別取扱いを承諾したときは、主契約の婚姻時の特別取扱いに準じて、この特約の婚姻時の特別取扱いを行います。
 3. 第7条（高度障害年金の支払い）、第13条（収入保障年金を支払わない場合）、第15条（告知義務）、第17条（告知義務違反による解除を行わない場合）および第39条（定期保険特約等からの変更の場合の特則）の適用に際しては、「復活または復旧された場合」を「復活もしくは復旧され、または婚姻時の特別取扱いが行われた場合」と、「復活または復旧の」を「復活もしくは復旧または婚姻時の特別取扱いの」と読み替えます。
- ② この特約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)に付加されているときは、次に定めるところによります。
1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
 - イ. この特約に新特別条件特約または特別条件特約が付加されているとき。ただし、次のいずれかの場合には更新されます。
 - (1) 保険金削減支払方法が適用されている場合で、主契約の保険期間満了の前までに保険金削減期間が満了しているとき。この場合、更新後のこの特約には更新前の保険金削減支払方法は適用されません。
 - (2) 特別保険料領収方法が適用されている場合。この場合、更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとし、更新後のこの特約の特別保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後のこの特約の保険期間にもとづいて計算します。
 - (3) 特定状態不支払方法が適用されている場合。この場合、更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとします。
 - ロ. 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
 2. 更新後のこの特約の基本年金額、特約の型および年金支払期間については、次表に定めるところによります。

イ. 基本年金額	更新前のこの特約の基本年金額と同額とします。
ロ. 特約の型	更新前の特約の型にかかわらず、更新後の特約の型は固定型とします。
ハ. 年金支払期間	更新前のこの特約の年金支払期間と同一とします。ただし、更新前の特約の型が通減型の場合で、更新前のこの特約の年金支払期間が下限の年数に1年加えた年数であるときは、更新前のこの特約の年金支払期間の下限の年数と同一とします。
 3. この特約が更新されたときは、高度障害年金の支払いに際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
 4. 第1号にかかわらず、転換特約により転換価格の全部または一部がこの特約の保険料積立金等に充当されている場合で、更新時に主契約の保険料の払込みが免除されているときは、この特約のうち転換価格の全部または一部が保険料積立金等に充当された部分は更新されないものとします。この場合、更新の取扱いに準じて、保険料が一時払いのこの特約を更新時に締結します。
 5. 第1号ロによりこの特約が更新されず、かつ、第1号イに該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱いに準じて、会社が定める同様の特約を更新時に付加します。この場合、高度障害年金の支払いに際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
 6. この特約の保険料が一時払いの場合で、更新時に主契約の保険料の払込みが免除されているときは、次のとおり取り扱います。
 - イ. この特約の保険料の払込みを要します。
 - ロ. この特約の保険料は、主契約の更新日の属する払込期月に払い込まれたものとして取り扱う主契約の保険料の猶予期間満了の日までに払い込んでください。
 7. この特約が付加されている主契約の更新時に、保険契約者からの申出により、更新後の主契約の死亡保険金額および年金の現価相当額の合計額^[1]が会社の定める金額を下回るときは、主約款にかかわらず、主契約は更新されません。

第44条（主契約が5年ごと利差配当付自由保険等の場合の特則）

この特約が5年ごと利差配当付自由保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付新生存給付金付定期保険、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)、5年ごと利差配当付医療定期保険、5年ごと利差配当付医療終身保険または5年ごと利差配当付新終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第32条（社員配当金）第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。



第43条補則

[1] 会社の定める他の特約の死亡保険金額等を含めます。

- ① この特約の社員配当金は、主契約の社員配当金の取扱いに準じて支払います。ただし、この特約の中途付加が行われた場合、次のいずれかに該当するときは、主約款にかかわらず、この特約に対する社員配当金の割当てを行いません。
- この特約の中途付加日の直前の主契約の契約日の年単位の応当日（中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日。以下本条において同じ。）から起算して1年以内に第1回の年金の支払理由が生じて特約年金が支払われるとき
 - この特約の中途付加日の直前の主契約の契約日の年単位の応当日から起算して1年以内にこの特約が転換以外の事由により消滅するとき
 - この特約の中途付加日の直前の主契約の契約日の年単位の応当日から起算して1年以内にこの特約の基本年金額が減額される時
2. 第32条（社員配当金）第3項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
- ③ 第1項および前項にかかわらず、第1回の年金の支払理由が生じたときは、第1回の年金の支払理由発生日後の毎事業年度末に、定款により積み立てた社員配当準備金から、次のいずれかの要件を満たすこの特約に対して、利差配当を社員配当金として割り当てます。
- 次の事業年度内に第1回の年金の支払理由発生日の5年ごとの年単位の応当日（以下本条において「5年ごと応当日」といいます。）が到来するとき。ただし、第2号による割当てが行われる場合を除きます。
 - 次の事業年度の年金の支払日に最終年金を支払うとき
 - 次の事業年度内に第1回の年金の支払理由発生日および直前の5年ごと応当日から起算して1年を経過して年金の一時支払いによりこの特約が消滅するとき
3. 第32条（社員配当金）第4項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
- ④ 前項により割り当てた社員配当金は、次により支払います。
- 前項第1号により割り当てた社員配当金
年金受取人の選択により、次表のいずれかの方法で支払います。

イ. 年金の買増しに充当する方法	次の事業年度の5年ごと応当日に、増加年金保険の一時払保険料に充当します。ただし、次の事業年度の5年ごと応当日に最終年金を支払うときは、年金の支払いの際に支払います。
ロ. 利息をつけて積み立てる方法	次の事業年度の5年ごと応当日以後年金受取人から請求があった時 ^[1] まで会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、年金受取人から請求があったときまたはこの特約が消滅したときに支払います。
ハ. 年金とともに支払う方法	次の事業年度の5年ごと応当日に年金 ^[2] とともに支払います。

- 前項第2号により割り当てた社員配当金
前項第1号により割り当てた社員配当金に準じて支払います。ただし、年金の買増しに充当する方法を除きます。
 - 前項第3号により割り当てた社員配当金
この特約が消滅するときに支払います。
4. 第33条（増加年金保険）の適用に際しては、「前条第4項第1号」を「前条第4項第1号イ」と読み替えます。

第45条（主契約に保険料払込免除特約等が付加されている場合の特則）

主契約に保険料払込免除特約、介護保障保険料払込免除特約、がん保障保険料払込免除特約または保険料払込免除特約(15)が付加されているときは、第11条（特約保険料の払込免除）の適用に際しては、「主約款に定める保険料の払込免除」を「主約款または主契約に付加されている保険料払込免除特約、介護保障保険料払込免除特約、がん保障保険料払込免除特約もしくは保険料払込免除特約(15)に定める保険料の払込免除」と読み替えます。

第46条（主契約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の場合の特則）

- ① この特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険または最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。
- 第11条（特約保険料の払込免除）にかかわらず、被保険者が主契約の責任開始期^[1]以後に発生した主約款に定める不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に障害状態^[2]になったときは、次の払込期月以後のこの特約の保険料の払込みを免除します。



第46条補則

[1]主契約が復活された場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。

[2]主契約の責任開始期前からの障害に、第1項第1号に定める原因による障害が加わって該当した障害状態を含みます。ただし、主契約の責任開始期前と責任開始期以後で障害の原因となった傷害の間に因果関係がない場合に限りません。

2. 前号にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により障害状態^[2]になった場合に、これらの理由により障害状態^[2]になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に重大な影響を及ぼすと認められるときは、この特約の保険料の払込みを免除しません。
 3. 第1号にかかわらず、被保険者が次のいずれかにより障害状態^[2]になったときは、この特約の保険料の払込みを免除しません。
 - イ. 被保険者または保険契約者の故意または重大な過失
 - ロ. 被保険者の犯罪行為
 - ハ. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - ニ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ホ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ヘ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 4. 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後猶予期間満了の日までに保険料の払込免除の理由が生じたときは、猶予期間満了の日までに、未払込みの保険料^[3]を払い込んでください。払込みのないときは、第1号にかかわらず、保険料の払込みを免除しません。
 5. 第19条（特約保険料の払込み）第4項、第21条（特約保険料の立替え）、第38条（他の特約へ変更する場合の特則）および第39条（定期保険特約等からの変更の場合の特則）は適用しません。
 6. 第22条（特約の失効および同時消滅）の適用に際しては、「主契約の保険料積立金」を「主契約の積立金」と読み替えます。
 7. 第29条（特約の解約）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
 - ② 前項の適用に際し、主契約に付加されているこの特約以外の定期保険特約等の死亡保険金のある特約^[1]の死亡保険金等の会社の定める金額が、会社の定める金額を下回っているときは、この特約は主契約とともに解約することを要します。
 8. 主契約に保障一括見直し特約または新保障一括見直し特約が付加されているときは、次に定めるところによります。
 - イ. 保険年度は、保障一括見直し日を基準に計算します。
 - ロ. 第19条（特約保険料の払込み）、第20条（年金の支払理由が生じた場合の保険料の取扱い）、第37条（中途付加の場合の特則）および本条の適用に際しては、「契約日」を「保障一括見直し日」と読み替えます。
 - ハ. 第35条（契約内容の登録）の適用に際しては、「または特約の中途付加」を「、特約の中途付加、保障見直しまたは保障一括見直し」と読み替えます。
 9. 主契約の契約内容の変更に伴いこの特約の契約内容が変更される場合、保障一括見直し特約、保障見直し特約または転換特約の定めるところにより保険契約者の申出がないにもかかわらずこの特約に充当された見直し価格部分または転換価格部分の保険料積立金の精算金はありません。
- ② この特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険に付加されているときは、次に定めるところによります。
 1. 第6条（収入保障年金の支払い）、第13条（収入保障年金を支払わない場合）、第16条（告知義務違反による解除）および第18条（重大事由による解除）の適用に際しては、「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人」と読み替えます。
 2. 第7条（高度障害年金の支払い）の適用に際しては、「主契約の高度障害保険金の受取人」を「被保険者」と読み替えます。ただし、保険契約者および主契約の死亡給付金受取人^[4]が同一法人の場合には、高度障害年金をその法人に支払います。
 3. 第32条（社員配当金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。ただし、第32条補則を除きます。

第32条（社員配当金）

- ① 会社は、毎事業年度末に、定款により積み立てた社員配当準備金から、次のいずれかの要件を満たすこの特約に対して、社員配当金を割り当てます。
 1. 次の事業年度内に、主契約の契約日の3年ごとの年単位の応当日（以下本条において「主契約の3年ごと応当日」といいます。）が到来するとき。ただし、第3号および第4号による割当てが行われる場合を除きます。この場合、第3号口に該当する特約については、第3号イに該当する特約に対して割当てを行った金額を下回る金額とし、第4号に該当する特約についてはこれに準じた金額とします。
 2. 次の事業年度内に、契約日（この特約の中途付加が行われたときは、この特約の中途付加日の直前の主契約の契約日の年単位の応当日。ただし、中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日。以下本条において同じ。）から起算して2年および直前の主契約の3年ごと応当日から起算し

第46条補則

[3] 保険料年1回払・年2回払契約の場合には、主約款に定める保険料の払込終了の理由が生じたときの取扱いに準じて計算した金額とします。

[4] 死亡給付金の一部の受取人を含めます。

て1年を経過して、主契約が転換および給付金の支払い以外の事由により消滅することによりこの特約が消滅するとき

3. 前号および主契約の転換以外の次の事由によりこの特約が消滅する場合、次の事業年度内に、その消滅日の直後の主契約の3年ごとと応当日が到来するときまたはその消滅日以後、消滅日の直後の主契約の3年ごとと応当日前に主契約が消滅するとき。ただし、前号による割当てが行われる場合を除きます。

イ. この特約の保険期間が満了することにより消滅するとき

ロ. 前イ以外の事由によりこの特約が消滅する場合には、契約日から起算して2年および直前の主契約の3年ごとと応当日から起算して1年を経過して消滅するとき

4. 契約日から起算して2年および直前の主契約の3年ごとと応当日から起算して1年を経過してこの特約の基本年金額が減額される場合、次の事業年度内に、その減額日の直後の主契約の3年ごとと応当日が到来するときまたはその減額日以後、減額日の直後の主契約の3年ごとと応当日前に主契約が消滅するとき

② 前項にかかわらず、次の事業年度内に契約日および直前の主契約の3年ごとと応当日から起算して1年を経過して第1回の年金を支払うときは、第1回の年金支払日の直前の事業年度末に、この特約に対する社員配当金を割り当てます。

③ 第1回の年金の支払理由が生じたときは、第1回の年金の支払理由発生日後の毎事業年度末に、定款により積み立てた社員配当準備金から、次のいずれかの要件を満たすこの特約に対して、この特約の社員配当金を割り当てます。

1. 次の事業年度内に第1回の年金の支払理由発生日の3年ごとの年単位の応当日（以下本条において「第1回年金の3年ごとと応当日」といいます。）が到来するとき。ただし、第2号による割当てが行われる場合を除きます。

2. 次の事業年度の年金の支払日に最終年金を支払うとき

3. 次の事業年度内に第1回の年金の支払理由発生日および直前の第1回年金の3年ごとと応当日から起算して1年を経過して年金の一時支払いによりこの特約が消滅するとき

④ 第1項から前項までにより割り当てた社員配当金は、次により支払います。

1. 第1項により割り当てた社員配当金

イ. 第1号、第3号および第4号により割り当てた社員配当金
主契約の社員配当金の支払いに準じて支払います。

ロ. 第2号により割り当てた社員配当金
主契約の解約返戻金等の支払いの際に支払います。

2. 第2項により割り当てた社員配当金

イ. 収入保障年金を支払う場合
主契約の給付金の支払いの際に支払います。

ロ. 高度障害年金を支払う場合
第1回の年金支払日にこの特約の保険料積立金に充当して基本年金額を増額します。

3. 前項により割り当てた社員配当金

イ. 第1号により割り当てた社員配当金
年金受取人の選択により、次表のいずれかの方法で支払います。

(1) 年金の買増しに充当する方法	次の事業年度の3年ごとと応当日に、増加年金保険の一時払保険料に充当します。ただし、次の事業年度の3年ごとと応当日に最終年金を支払うときは、年金の支払いの際に支払います。
(2) 利息をつけて積み立てる方法	次の事業年度の3年ごとと応当日以後年金受取人から請求があった時 ^[1] まで会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、年金受取人から請求があったときまたはこの特約が消滅したときに支払います。
(3) 年金とともに支払う方法	次の事業年度の3年ごとと応当日に年金 ^[2] とともに支払います。

ロ. 第2号により割り当てた社員配当金

前項第1号により割り当てた社員配当金に準じて支払います。ただし、年金の買増しに充当する方法を除きます。

ハ. 第3号により割り当てた社員配当金

この特約が消滅するときに支払います。

⑤ 第3項により割り当てた社員配当金は、年金受取人に支払います。

4. 第33条（増加年金保険）の適用に際しては、「前条第4項第1号」を「前条第4項第3号イ(1)」と読み替えます。

③ この特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第7条（高度障害年金の支払い）の適用に際しては、前項第2号を準用します。この場合、「死亡給付金受取人」を「死亡保険金受取人」と読み替えます。

2. 第32条（社員配当金）の適用に際しては、前項第3号を準用します。この場合、読替規定については、次に定め

るところによります。

イ. 第1項中「第3号および第4号」を「第3号から第5号まで」と読み替え、次の号を加えて準用します。

5. 次の事業年度内に、主契約の第1保険期間が満了したとき

ロ. 第4項第1号については、次のハを加えます。

ハ. 第5号により割り当てた社員配当金

主契約の第1保険期間満了の際に支払います。

3. 第33条（増加年金保険）の適用に際しては、前項第4号を準用します。

4. この特約の保険期間中に主契約の第1保険期間が満了したときは、この特約は解約されたものとし、この場合、この特約の解約返戻金を主契約の積立金に充当します。

④ この特約が付加されている最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険に年金支払移行特約または夫婦年金支払移行特約が付加されたときは、次に定めるところによります。

1. 主契約のうち年金支払いに移行しない部分が効力を失ったときまたは消滅したときは、この特約も同時に効力を失いまたは消滅します。

2. この特約の社員配当金は、主契約のうち年金支払いに移行しない部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行しない部分の社員配当金に加えて支払います。

⑤ この特約が付加されている最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険に終身保障移行特約、年金支払移行特約、介護保障移行特約または夫婦年金支払移行特約が付加されたときは、次に定めるところによります。

1. この特約は同時に消滅します。

2. この特約の保険料積立金を主契約の積立金に充当します。ただし、保障一括見直し特約または保障見直し特約の定めるところにより保険契約者の申出がないにもかかわらずこの特約に充当された見直価格部分については、解約返戻金を主契約の積立金に充当します。

第47条（主契約が毎期精算配当付自由保険等以外の場合の特則）

この特約が毎期精算配当付自由保険、終身保険、5年ごと利差配当付自由保険、5年ごと利差配当付終身保険、最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険、最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険、5年ごと利差配当付新終身保険または3年ごと配当付特約組立型保険以外の保険種類に付加されているときは、第29条（特約の解約）第2項は適用しません。

第48条（主契約が5年ごと利差配当付新終身保険の場合の特則）

① この特約が5年ごと利差配当付新終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第7条（高度障害年金の支払い）の適用に際しては、「主契約の高度障害保険金の受取人」を「被保険者」と読み替えます。

2. 前号にかかわらず、保険契約者および主契約の死亡保険金受取人^[1]が同一法人の場合には、高度障害年金をその法人に支払います。

3. 第29条（特約の解約）の適用に際しては、「主契約の死亡保険金」を「主契約の基本保険金」と読み替えます。

② この特約が付加されている5年ごと利差配当付新終身保険に年金支払移行特約が付加されたときは、次に定めるところによります。

1. この特約は同時に消滅します。

2. この特約の保険料積立金を主契約の保険料積立金に充当します。ただし、転換特約の定めるところにより保険契約者の申出がないにもかかわらずこの特約に充当された転換価格部分については、解約返戻金を主契約の保険料積立金に充当します。

③ この特約が付加されている5年ごと利差配当付新終身保険に介護終身保障特別移行特約または生活障害終身保障特別移行特約が付加されたときは、次に定めるところによります。

1. 主契約の全部を介護終身保障または生活障害終身保障に移行する場合

イ. 移行部分が効力を失ったときまたは消滅したときは、この特約の年金支払期間中を除き、この特約も同時に効力を失いまたは消滅します。

ロ. この特約の社員配当金は、移行部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行部分の社員配当金に加えて支払います。

2. 主契約の一部を介護終身保障または生活障害終身保障に移行する場合

イ. 主契約のうち移行しない部分が効力を失ったときまたは消滅したときは、この特約の年金支払期間中を除き、この特約も同時に効力を失いまたは消滅します。

ロ. この特約の社員配当金は、主契約のうち移行しない部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行しない部分



第48条補則

[1]死亡保険金の一部の受取人を含みます。

の社員配当金に加えて支払います。

第49条（主契約が無配当新医療定期保険等の場合の特則）

- ① この特約が無配当新医療定期保険、無配当新医療終身保険、無配当医療定期保険(09)、無配当医療終身保険(09)、5年ごと利差配当付医療定期保険または5年ごと利差配当付医療終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。
1. 第6条（収入保障年金の支払い）の適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人」を「主契約の普通保険約款に定める特約死亡保険金受取人（以下「特約死亡保険金受取人」といいます。）」と読み替えます。
 2. 第7条（高度障害年金の支払い）の適用に際しては、「主契約の高度障害保険金の受取人」を「被保険者」と読み替えます。
 3. 前号にかかわらず、保険契約者および特約死亡保険金受取人^[1]が同一法人の場合には、高度障害年金をその法人に支払います。
 4. 第13条（収入保障年金を支払わない場合）、第16条（告知義務違反による解除）および第18条（重大事由による解除）の適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人」を「特約死亡保険金受取人」と読み替えます。
 5. 第22条（特約の失効および同時消滅）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第22条（特約の失効および同時消滅）

- ① 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約の解約返戻金を請求することができます。
- ② 主契約が消滅したときは、この特約の年金支払期間中を除き、この特約も同時に消滅します。この場合、主契約が告知義務違反もしくは重大事由による解除または保険契約の解約により消滅したときは、保険契約者は、この特約の解約返戻金を請求することができます。
6. 第30条（解約返戻金額）の適用に際しては、「主契約の解約返戻金額とあわせて、主約款に定めるところにより保険契約者に通知します。」を「保険証券を発行する際に、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知します。」と読み替えます。
- ② この特約が無配当新医療定期保険、無配当新医療終身保険、無配当医療定期保険(09)または無配当医療終身保険(09)に付加されているときは、第32条（社員配当金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第32条（社員配当金）

この特約の社員配当金はありません。

- ③ この特約が無配当新医療定期保険、無配当医療定期保険(09)または5年ごと利差配当付医療定期保険に付加されているときは、次に定めるところによります。
1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。ただし、次の場合、この特約は更新されません。
 - イ. この特約に新特別条件特約または特別条件特約が付加されているとき。ただし、次のいずれかの場合には更新されます。
 - (1) 保険金削減支払方法が適用されている場合で、主契約の保険期間満了の前までに保険金削減期間が満了しているとき。この場合、更新後のこの特約には更新前の保険金削減支払方法は適用されません。
 - (2) 特別保険料領収方法が適用されている場合。この場合、更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとし、更新後のこの特約の特別保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後のこの特約の保険期間にもとづいて計算します。
 - (3) 特定状態不支払方法が適用されている場合。この場合、更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとします。
 - ロ. 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
 2. 更新後のこの特約の基本年金額、特約の型および年金支払期間については、次表に定めるところによります。
- | | |
|-----------|---|
| イ. 基本年金額 | 更新前のこの特約の基本年金額と同額とします。 |
| ロ. 特約の型 | 更新前の特約の型にかかわらず、更新後の特約の型は固定型とします。 |
| ハ. 年金支払期間 | 更新前のこの特約の年金支払期間と同一とします。ただし、更新前の特約の型が通減型の場合で、更新前のこの特約の年金支払期間が下限の年数に1年加えた年数であるときは、更新前のこの特約の年金支払期間の下限の年数と同一とします。 |
3. この特約が更新されたときは、高度障害年金の支払いに際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
 4. 第1号ロによりこの特約が更新されず、かつ、第1号イに該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない



第49条補則

[1]死亡保険金等の一部の受取人を含めます。

限り、更新の取扱いに準じて、会社が定める同様の特約を更新時に付加します。この場合、高度障害年金の支払いに際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

第50条（保険契約が3年ごと配当付特約組立型保険の場合の特則）

この特約が3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款に定める契約に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第2条（特約の締結）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

第2条（特約の締結）

この特約は、保険契約締結の際、保険契約者の申出により、3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める契約（以下「基本取扱契約」といいます。）に付加して締結します。

2. 第3条（特約の責任開始期）、第11条（特約保険料の払込免除）第1項、第19条（特約保険料の払込み）第1項、第3項および第4項、第21条（特約保険料の立替え）第1項、第22条（特約の失効および同時消滅）、第23条（特約の復活）ならびに第30条（解約返戻金額）は適用しません。
3. 第6条（収入保障年金の支払い）の適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人に支払います。」を「主約款に定める特約死亡保険金受取人（以下「特約死亡保険金受取人」といいます。）に支払います。」と読み替えます。
4. 第7条（高度障害年金の支払い）の適用に際しては、「主契約の高度障害保険金の受取人」を「被保険者」と、「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）」を「主約款」と、「主契約の責任開始期前」を「保険契約の責任開始期前」と読み替えます。
5. 前号にかかわらず、保険契約者および特約死亡保険金受取人^[1]が同一法人の場合には、高度障害年金をその法人に支払います。
6. 第13条（収入保障年金を支払わない場合）、第16条（告知義務違反による解除）および第18条（重大事由による解除）の適用に際しては、「主契約の死亡保険金受取人」を「特約死亡保険金受取人」と読み替えます。
7. 第20条（年金の支払理由が生じた場合の保険料の取扱い）、第21条（特約保険料の立替え）第2項および第31条（債権者等による解約の効力等）の適用に際しては、「主契約および主契約に付加されている特約」および「主契約、主契約に付加されている特約」を「基本取扱契約に付加されている特約」と読み替えます。
8. 第29条（特約の解約）第2項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

② 前項の適用に際し、基本取扱契約に付加されているこの特約以外の主約款に定める死亡保険金の支払理由を定めている特約の死亡保険金等の会社の定める金額が、会社の定める金額を下回っているときは、この特約は、この特約以外の主約款に定める死亡保険金の支払理由を定めている特約とともに解約することを要します。

9. 第32条（社員配当金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。ただし、第32条補則を除きます。

第32条（社員配当金）

- ① 主約款の定めにかかわらず、次の事業年度内に契約日（この特約の中途付加が行われたときは、この特約の中途付加日の直前の保険契約の契約日の年単位の応当日。ただし、中途付加日と保険契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日。）および直前の保険契約の3年ごと応当日から起算して1年を経過して第1回の年金を支払うときは、第1回の年金支払日の直前の事業年度末に、この特約に対する社員配当金を割り当てます。
- ② 第1回の年金の支払理由が生じたときは、第1回の年金の支払理由発生日後の毎事業年度末に、定款により積み立てた社員配当準備金から、次のいずれかの要件を満たすこの特約に対して、この特約の社員配当金を割り当てます。
 1. 次の事業年度内に第1回の年金の支払理由発生日の3年ごとの年単位の応当日（以下本条において「第1回年金の3年ごと応当日」といいます。）が到来するとき。ただし、第2号による割当てが行われる場合を除きます。
 2. 次の事業年度の年金の支払日に最終年金を支払うとき
 3. 次の事業年度内に第1回の年金の支払理由発生日および直前の第1回年金の3年ごと応当日から起算して1年を経過して年金の一時支払いによりこの特約が消滅するとき
- ③ 第1項または前項により割り当てた社員配当金は、次により支払います。
 1. 第1項により割り当てた社員配当金
 - イ. 収入保障年金を支払う場合
収入保障年金の支払いの際に支払います。



第50条補則

[1]死亡保険金の一部の受取人を含めます。

- ロ. 高度障害年金を支払う場合
第1回の年金支払日にこの特約の保険料積立金に充当して基本年金額を増額します。
2. 前項により割り当てた社員配当金

- イ. 第1号により割り当てた社員配当金
年金受取人の選択により、次表のいずれかの方法で支払います。

(1) 年金の買増しに充当する方法	次の事業年度の3年ごと応当日に、増加年金保険の一時払保険料に充当します。ただし、次の事業年度の3年ごと応当日に最終年金を支払うときは、年金の支払いの際に支払います。
(2) 利息をつけて積み立てる方法	次の事業年度の3年ごと応当日以後年金受取人から請求があった時 ^[1] まで会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、年金受取人から請求があったときまたはこの特約が消滅したときに支払います。
(3) 年金とともに支払う方法	次の事業年度の3年ごと応当日に年金 ^[2] とともに支払います。

- ロ. 第2号により割り当てた社員配当金
前項第1号により割り当てた社員配当金に準じて支払います。ただし、年金の買増しに充当する方法を除きます。
- ハ. 第3号により割り当てた社員配当金
この特約が消滅するときに支払います。
- ④ 第2項により割り当てた社員配当金は、年金受取人に支払います。
- ⑤ この特約に対する社員配当金の割当ておよび支払いを除き、第1回の年金を支払う場合には、主約款および特約に定める社員配当金の割当ておよび支払いについては、第1回の年金の支払理由発生日にこの特約が消滅したものと取り扱います。
10. 第33条（増加年金保険）の適用に際しては、「前条第4項第1号」を「前条第3項第2号イ(1)」と読み替えます。
11. 第37条（中途付加の場合の特則）の適用に際しては、次に定めるところによります。
- イ. 第1項の適用に際しては、「主契約締結」を「保険契約締結」と読み替えます。
- ロ. 第4項の適用に際しては、「主契約または死亡保険金、災害死亡保険金もしくは災害保険金のある特約」を「死亡保険金、災害死亡保険金または災害保険金のある特約」と、「主約款および死亡保険金、災害死亡保険金もしくは災害保険金のある特約」を「死亡保険金、災害死亡保険金または災害保険金のある特約」と読み替えます。
12. 第37条（中途付加の場合の特則）および第39条（定期保険特約等からの変更の場合の特則）の適用に際しては、「主契約の契約日」を「保険契約の契約日」と読み替えます。
13. 第38条（他の特約へ変更する場合の特則）の適用に際しては、「主契約の保険料」を「特約保険料」と読み替えます。
14. 第39条（定期保険特約等からの変更の場合の特則）の適用に際しては、「主契約に付加」を「基本取扱契約に付加」と、「主契約の保険料と同様に」を「保険契約の保険料に含めて」と読み替えます。
15. 保険契約の契約内容の変更に伴いこの特約の契約内容が変更される場合、転換特約の定めるところにより保険契約者の申出がないにもかかわらずこの特約に充当された転換価格部分の保険料積立金の精算金はありません。

別表1 年金の現価相当額

年金の現価相当額は、年金支払期間に応じて、基本年金額に次表の率を乗じて得た金額となります。

(主契約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等または5年ごと利差配当付終身保険等の場合)

年金支払期間	逓減型	固定型
年		
45	39.542	—
44	38.782	—
43	38.018	—
42	37.249	—
41	36.474	—
40	35.695	—
39	34.910	—
38	34.121	—
37	33.326	—
36	32.526	—
35	31.721	—
34	30.911	—
33	30.095	—
32	29.274	—
31	28.448	—
30	27.616	—
29	26.779	—
28	25.937	—
27	25.089	—
26	24.236	—

年金支払期間	逓減型	固定型
25	23.377	—
24	22.512	—
23	21.642	—
22	20.766	—
21	19.885	—
20	18.997	—
19	18.104	—
18	17.206	—
17	16.301	—
16	15.390	—
15	14.474	14.474
14	13.552	—
13	12.623	—
12	11.689	—
11	10.748	—
10	9.801	9.801
9	8.849	—
8	7.890	—
7	6.924	—
6	5.953	—
5	4.975	4.975

(主契約が終身保険等の場合)

年金支払期間	逓減型	固定型
年		
30	24.610	—
25	21.231	—
20	17.590	—
15	13.669	13.669
10	9.444	9.444

(注) 年金支払開始年齢および被保険者の性別による差はありません。

別表2 未払年金の現価

未払年金の現価は、残存年金支払期間に支払われる年金の支払回数（以下「残存年金支払回数」といいます。）に応じて、基本年金額に次表の率を乗じて得た金額を、年金の一時支払いの請求日からその直後の年金支払日の前日までの期間について会社の定める計算方法で割り引いて計算します。

（主契約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等または5年ごと利差配当付終身保険等の場合）

残存年金支払回数	逓減型	固定型
回		
44	38.792	—
43	38.028	—
42	37.259	—
41	36.484	—
40	35.705	—
39	34.920	—
38	34.131	—
37	33.336	—
36	32.536	—
35	31.731	—
34	30.921	—
33	30.105	—
32	29.284	—
31	28.458	—
30	27.626	—
29	26.789	—
28	25.947	—
27	25.099	—
26	24.246	—
25	23.387	—
24	22.522	—
23	21.652	—

残存年金支払回数	逓減型	固定型
22	20.776	—
21	19.895	—
20	19.007	—
19	18.114	—
18	17.216	—
17	16.311	—
16	15.400	—
15	14.484	—
14	13.562	13.562
13	12.633	12.633
12	11.699	11.699
11	10.758	10.758
10	9.811	9.811
9	8.859	8.859
8	7.900	7.900
7	6.934	6.934
6	5.963	5.963
5	4.985	4.985
4	4.001	4.001
3	3.010	3.010
2	2.013	2.013
1	1.010	1.010

（主契約が終身保険等の場合）

残存年金支払回数	逓減型	固定型
回		
29	23.964	—
28	23.298	—
27	22.623	—
26	21.937	—
25	21.241	—
24	20.534	—
23	19.817	—
22	19.089	—
21	18.350	—
20	17.600	—
19	16.839	—
18	16.067	—
17	15.283	—
16	14.487	—
15	13.679	—

残存年金支払回数	逓減型	固定型
14	12.859	12.859
13	12.027	12.027
12	11.182	11.182
11	10.324	10.324
10	9.454	9.454
9	8.571	8.571
8	7.674	7.674
7	6.764	6.764
6	5.840	5.840
5	4.903	4.903
4	3.951	3.951
3	2.985	2.985
2	2.005	2.005
1	1.010	1.010